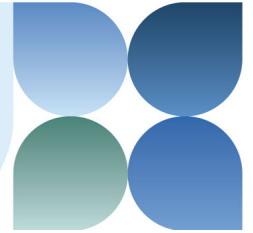


下水道使用料改定業務の支援



下水道使用料検討の必要性

下水道事業は、住民の日常生活に欠くことのできないサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが重要です。多くの地方公共団体では、経営状況を見える化するため、会計方式を従来の特別会計から企業会計方式へと変更を進め、今後の事業方針や将来の投資財政見込みを明確にするため、経営戦略を策定し、健全な下水道経営に努めているところです。経営改善には、計画的な投資による平準化が必要ですが、収入確保も重要であることから、使用料改定の検討が必要といえます。

中には、経費回収率が低いものの、使用料水準が高くないケースも多くあるのが実情です(図1及び図2参照)。

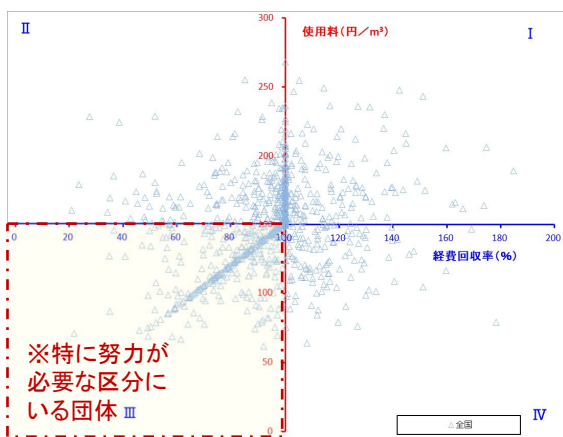


図1 使用料水準と経費回収率の分布(公共) 条例上の使用料

出典:総務省「地方公営企業年鑑(2021年度)」データより加工して作成

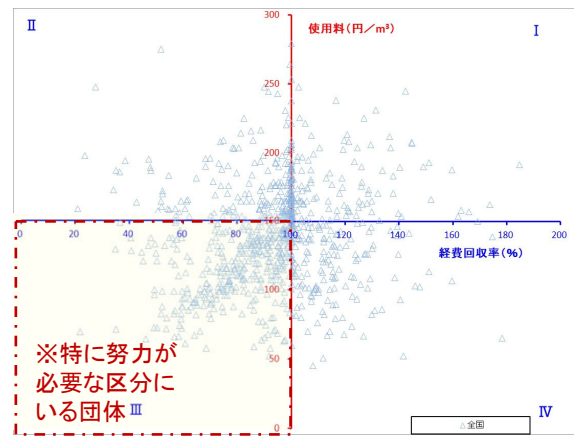


図2 使用料水準と経費回収率の分布(公共) 実質の使用料

出典:総務省「地方公営企業年鑑(2021年度)」データより加工して作成

下水道使用料検討の位置づけ

当社では、下水道使用料検討は、経営戦略策定時の投資財政計画による収支ギャップを把握した上で、次の検討ステップとして位置づけています。経営モニタリングを含む、次の経営戦略につなげるサイクルを経営改善業務として提案しています(図3参照)。

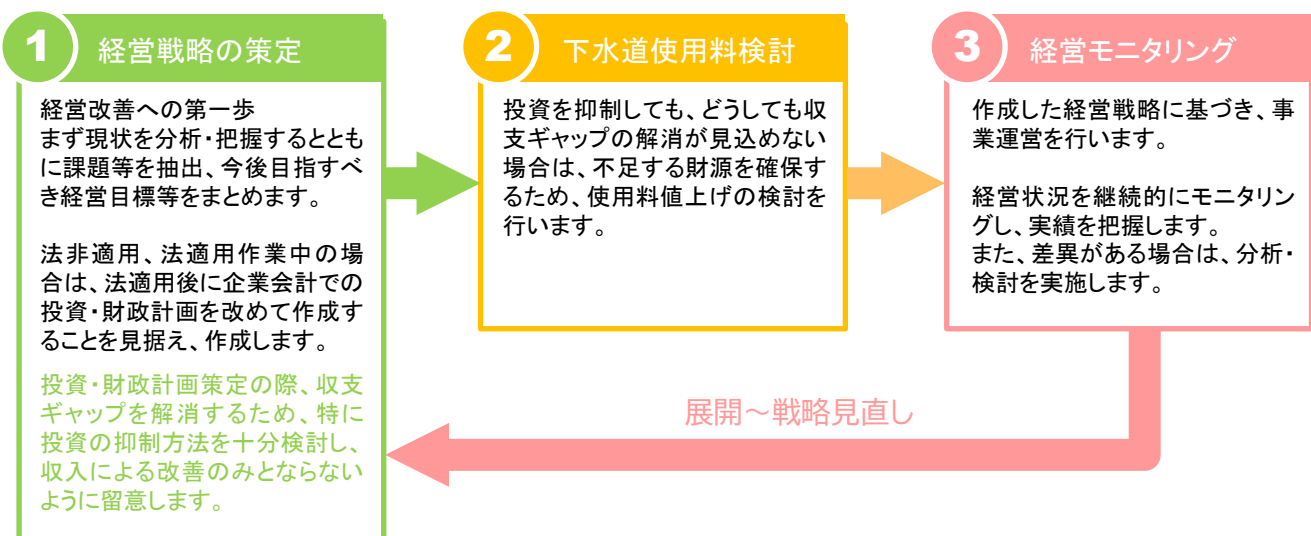


図3 当社において提案している経営改善業務の流れ

下水道使用料改定の検討手順

下水道使用料改定の検討手順は、以下のとおりです(各団体の状況に合わせてメニューは変更可能です)。



社会資本整備総合交付金等の交付に当たっての要件

以下のとおり、下水道使用料検討は社会資本整備総合交付金等の交付要件となっています。

「社会資本整備総合交付金交付要綱(令和6年3月29日最終改正)」における「使用料改定の必要性の検証に係る要件」

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。

出典:「社会資本整備総合交付金交付要綱(令和6年3月29日最終改正)」附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

業務実績

受注年度	発注者	業務名称
2021	宮城県登米市	登水管第21021-4号 登米市水道料金及び下水道使用料等検討業務
2022	山梨県甲斐市	甲斐市下水道使用料改定業務委託
2023	沖縄県宜野湾市	宜野湾市下水道事業経営戦略改定支援業務委託
2024	岩手県花巻市	花巻市下水道使用料改定等検討業務

